

(令和8年10月改定予定)

八王子市立第五中学校生徒会会則暫定版

第1章 総 則

第1条 本会は、本校の生徒により組織され、八王子市立第五中学校生徒会と称する。

第2条 本会は本校教育のねらいに基づいて、生徒相互の生活を向上させ、楽しい中学校生活を築くことを目的とする。

第3条 本会には次の組織をおく。本部役員会、生徒総会、生徒議会、専門委員会。

第4条 本会には原則として次の役員をおく。

会長1名、副会長2名、執行委員3名

第5条 本会ならびに各組織は顧問職員の指導と助言を受けて活動する。

第2章 組 織

第6条 本部役員会

本会の執行機関で、生徒会運営の企画立案、生徒総会、生徒議会の決定に従ってその執行に当たる。本部役員会は必要に応じて会長が招集する。

第7条 生徒総会

本会の最高議決機関で、全会員をもって構成し、会則の改廃その他必要事項の決議をする。必要に応じて会長が招集する。また会員の5分の1以上の要求があった場合、会長はこれを招集しなければならない。

第8条 生徒議会

- (1) 総会につぐ議決機関で会長の要請により議長がこれを招集する。また議員の3分の2以上の要求があった場合、議長はこれを招集しなければならない。
- (2) 本部役員、学級委員、専門委員会委員長によって構成する。組織、運営については生徒議会が別に定める。
- (3) 生徒議会は止むを得ない場合、生徒総会にかわることができる。

第9条 専門委員会

- (1) 学級・生活・美化・放送・保健・図書委員会の各組織をおく。
- (2) 学級から選出された委員によって構成し、その組織運営については当該委員会で決め、生徒総会で報告する。

第10条 第9条の会に本部役員は出席することができる。

第3章 役 員

第11条 生徒会本部役員は、本部役員選挙規定に基づいて選出する。各役員の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は生徒会を代表し、生徒会全般の仕事をする。
- (2) 副会長は会長を助け、会長が事故あるときにその代わりをする。
- (3) 執行委員は生徒会に関係のある仕事の記録をし会運営の資料を整える。

各役員の任期は10月1日より1ヶ年とする。ただし解任の場合はその任期終了前に終了する。再選を妨げないが、原則として他の役を兼ねてはならない。

第12条 役員の解任は、生徒会員の5分の1以上の署名をもって発議され、生徒議会の3分の2以上の賛成を得たのち生徒総会の承認を得なければならない。

第4章 補 則

第13条 本部役員の選出方法その他必要ある場合は、生徒議会の議決により別に細則を定めることができる。

第14条 本会則の変更は生徒総会の議決による。

第15条 この会則は昭和26年12月22日より施行する。

この会則は昭和47年4月1日より改正施行する。

この会則は平成31年4月1日より改正施行する。

生徒会各種細則

◎ 生徒会本部役員選挙細則

第1章 総 則

第1条 本部役員の選出は、生徒会会則およびこの役員選挙細則に基づいて選挙管理委員会がおこなう。

第2条 選挙管理委員は、全会員の中から選出する。

第2章 選挙管理委員会

第3条 選挙管理委員会は、本部役員の選挙に関するすべての事項を処理する。

第4条 選挙管理委員会は、互選によって委員長を決める。委員長は選挙に関する最高責任者として選挙管理委員会を召集し、次のことをおこなう。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補の受付け
- (3) 申請候補者および推せん候補者の審査
- (4) 候補者氏名一覧表の作成掲示
- (5) ポスター、公報および放送等選挙活動の管理
- (6) 投票用紙の準備および開票
- (7) 投票場の設置および撤去
- (8) 投票結果の発表および公示
- (9) その他選挙に関するすべての事項

第5条 選挙管理委員の任期は、選挙管理委員会の設立された日から選挙終了の日までとする。

第3章 役員の選出

第6条 本部役員は、立候補者の中から全会員の投票によって選出する。

第7条 本部役員選挙の立候補者には、立候補者1名につき1名の責任者をおかなければならない。

第8条 本部役員の選出は、原則として、2年生4名、1年生3名の得票数の多い者を当選とする。原則としてその構成、会長（2年1名）・副会長（1、2年各1名）・執行委員（2年2名、1年2名）については当選者の中での互選とする。

第9条 各候補者の得票数が同じ場合は、投票の日から3日以内に決選投票をして決める。

第10条 本部役員選挙について、立候補の手続き、選挙活動、投票のしかた、その他細部については、選挙管理委員会の指示に従うものとする。

第4章 補 則

第11条 この細則の変更は、会則第14条による。

第12条 この細則は、平成3年11月16日より施行する。

この細則は、令和2年4月1日より改正施行する。

◎ 生徒議会細則

- 1 生徒総会に次ぐ議決機関で、必要に応じて開く。
- 2 委員の3分の2以上、または本部役員会からの要求があれば、議長はこれを開かなければならない。
- 3 生徒議会の構成は次の通りとする。
本部役員・学級委員（男女各1）・専門委員会委員長
- 4 生徒議会の議長・副議長は本部役員をのぞいた議員の互選により決め、その任期は前期、後期とする。
再選はさまたげない。
- 5 生徒議会は次のことを行う。
 - ① 総会で委任されたこと。
 - ② 生徒会の各組織からの提案事項の審議
 - ③ その他

◎ 生活委員会細則

- 1 生活委員会は、生徒に校内生活のルールや約束事を守るよう呼びかけると共に、率先して実践する。
- 2 委員は生徒の意見を集約し、また創意工夫を加えて活動する。
- 3 委員会は、各学級より男女各1名を選出して構成する。
- 4 委員会は、委員長、副委員長、書記をおく。

◎ 美化委員会細則

- 1 美化委員会は学校の清掃美化に関する活動を行う。
- 2 委員会は各学級より選出された男女各1名ずつの委員をもって組織する。
- 3 委員会は委員長、副委員長、書記をおく。
- 4 委員会の委員の任期は前期（4月～9月）、後期（10月～3月）とする。
- 5 委員会は次の活動を行う。
 - ① 学校美化に関する計画立案とその実施。
 - ② 清掃用具、カーテンの配分およびその管理保管。
 - ③ 清掃の点検と評価の実施。
 - ④ 校舎・校具の破損の修理。
 - ⑤ 教室内を中心とした校内の整理・整頓。

◎ 放送委員会細則

- 1 放送委員会は校内放送などの活動を行う。
- 2 委員は各学級より男女各1名を選出し、その任期は、前期（4月～9月）と後期（10月～3月）とする。ただし、再任はさまたげない。
- 3 委員会は委員長、副委員長、書記をおく。
- 4 委員会は次の活動を行う。
 - ア) 生活委員よりの注意・連絡
 - イ) 朝礼・全校集会のときの放送
 - ウ) 音楽放送
 - エ) 昼休み・放課後の諸連絡
 - オ) 諸行事における放送活動

◎ 保健委員会細則

- 1 保健委員会は、生徒の心身の健康並びに保健衛生活動を行う。
- 2 委員会は各学級より選出された男女各1名ずつの委員をもって組織する。
- 3 委員会は、委員長、副委員長、書記をおく。
- 4 委員会の委員の任期は前期（4月～9月）、後期（10月～3月）とする。
- 5 委員会は、次の活動を行う。
 - ① 保健、衛生管理の点検、整備。
 - ② 救急処置の記録。
 - ③ 心身の健康づくりの計画・立案、実践活動。

◎ 図書委員会細則

- 1 図書委員会は、図書の貸出し、図書の利用、読書相談など図書館の経営にあたる。
- 2 委員会は、各学級男女1名ずつ選出し、その任期は、前期（4月～9月）、後期（10月～3月）とする。
- 3 委員会は、委員長、副委員長、書記をおく。
- 4 委員会は次の活動を行う。
 - ① 出納事務－図書の貸出しと返却、返却図書の整理、延滞通知
 - ② 図書・資料の整頓－配架、点検、整理整頓
 - ③ 展示－展示物の作成、掲示、装飾
 - ④ 調査統計－調査統計の資料作成と集計
 - ⑤ 修理－簡単な製本と修理
 - ⑥ 連絡－図書館と生徒・学級・学年間の連絡
 - ⑦ 読書相談－読書案内、図書の紹介、読書感想文の募集
 - ⑧ 図書館報の発行－図書館報の編集と発行および配布
 - ⑨ その他

生徒会組織一覧

(各会、各部には顧問、指導教師をおく)

